

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市片山津温泉乙二七番地四、
最後の住所石川県加賀市片山津温泉シ三番地
六 被相続人 亡 本田 洋子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

事務所石川県加賀市熊坂町二五一一 歴町
セナール一階事務室
相続財産清算人 弁護士 中田 千香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡道志村一二四四番地、
最後の住所山梨県都留市田野倉一三六番地二
被相続人 亡 加藤 晴行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

山梨県甲府市中央一丁目二番三〇号小野
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大島 かな

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大野郡白川村大字平瀬一二九番
地、最後の住所岐阜県大野郡白川村大字御母
衣三一六番地の四六 被相続人 亡 山田 豊泰
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六
日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお
申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日

岐阜市高森町三丁目六番地
相続財産清算人 司法書士 大場 武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県上市白鳥町大島二二〇番地、最
後の住所岐阜県上市白鳥町土岐口二二八
〇番地の一 被相続人 亡 尾藤 豊三
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六
日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお
申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日

令和八年八月五日

岐阜県多治見市栄町三丁目三九番地國光・
小川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市下岡本町二二九〇番地四、
最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 亀山 静夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六
日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお
申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日

岐阜県高山市昭和町二丁目一〇〇番地一〇
大久保ビル二階A号室清水卓也法律事務所
相続財産清算人 弁護士 清水 卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市平島一五〇八番地、最後の
住所静岡県藤枝市平島一五〇八番地 被相続人 亡 大澤 卓之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥し
ます。

令和八年八月五日

静岡県葵区伝馬町八番地の六トップセン
タービル一三階 共和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊代田雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区向敷地一丁目一二〇
三番地二、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸
子芹が谷町一番一号 被相続人 亡 風間 治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

静岡県静岡市清水区渋川四九七番地の一
相続財産清算人 司法書士 山崎 敏弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市和光一丁目七番地六、最後
の住所愛知県一宮市和光一丁目七番二二号
被相続人 亡 後藤 明子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

愛知県一宮市本町二丁目三番九号 二階
はなみずき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長谷川 希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市大崎町天神前一五五番地、
最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 中山 安人
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

愛知県豊川市中央通五丁目二一番地一
ピュアビル二階 桜並木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県日進市岩崎町大廻間一番地二、最
後の住所愛知県日進市岩崎町大廻間七番地五
被相続人 亡 西尾 玲子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

名古屋市中区東横一丁目五番一六号KAT
〇ビル 加藤・上田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 籠橋 美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市高倉町一丁目五一一番地、
最後の住所愛知県刈谷市高倉町一丁目五一
番地 被相続人 亡 深谷 純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

愛知県刈谷市若松町二丁目二番地弁護士法
人大樹法律事務所刈谷事務所
相続財産清算人 弁護士 西尾祐一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区大國三丁目二番地の
六、最後の住所大阪府堺市北野田三三四番地
の一〇 被相続人 亡 小野 浩太
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年八月五日

大阪府中央区難波三丁目七番二二号GP・
GATEビル七階
相続財産清算人 弁護士 塩路 陽香

第91期決算公告

令和8年6月19日 福島県いわき市小名浜高312番地の2

小名浜海陸運送株式会社 大曲 一行

代表取締役社長 大曲 一行

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,250	負債	1,530
固定資産	3,901	流動負債	1,613
有形固定資産	1,829	流動負債	4,978
無形固定資産	14	資本	100
投資その他の資産	2,058	剰余金	50
		利益剰余金	5,789
		利益剰余金	38
		利益剰余金	5,751
		利益剰余金	(689)
		自己株式	△961
		評価・換算差額等	31
		その他の評価差額	31
資産合計	8,151	負債・純資産合計	8,151